

(3) 個別占用案件の中間報告【審議資料3】

【中間報告】

- ① 第1号猪名川河川敷緑地 (伊丹市)
- ② 神津運動広場 (伊丹市)
- ③ 猪名川河川敷緑地 (伊丹市)
(猪名川第3・第4運動広場)

個別占用案件のカルテ（中間報告）

① 第1号猪名川河川敷緑地（伊丹市）

番号	01010	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 8.0K 付近
----	-------	------	----	------	-----	----	------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図	 <p>第1号猪名川河川敷緑地</p>	現況写真	
現在の利用形態	園路：自転車道 幅員 3.0m 延長 501.0m 便益施設：ベンチ 8基 進入路 幅員 4.0m 延長 55.0m 広場：芝生広場 8,520 m ²		
占用面積	10,243.64 m ²	付帯施設等	特になし
許可の経緯	<当初許可> 昭和 52 年 8 月 26 日 <前回更新許可> 令和 3 年 10 月 28 日 <許可期限> 令和 8 年 12 月 31 日	利用者数・団体数	R3.7.6 15:00 頃利用者 2 名程度 R5.6.20 15:00 頃利用者 3 名程度
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤外地		
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> 占用地は都市緑地の猪名川河川敷緑地として位置付けられており、堤防上の県道伊丹池田線を挟んだ隣接する堤内地は、自動車工場の敷地となっております。 上流側は池田市域であり、下流側には国道 171 号の軍行橋と接しています。 占用区域と河川側との間は河川敷内通路があり、河川側には若干の河川植生が残っています。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画では、河川、水路、池、緑地、ビオトープなどについて、そのネットワーク化を推進するとともに、多様な生き物の生息や生育に配慮した整備と維持管理に努めるとしている。 みどりの基本計画では、自然環境との共生、また生物多様性の保全を目指して、昆陽池公園や伊丹緑地、猪名川等を生態系ネットワークの骨格として位置付けている。 また、猪名川・武庫川の両河川は貴重な潤いあるみどりのオープンスペースであり、かつ生き物の生息環境となっている都市施設緑地として位置付け、生物多様性保全に配慮し、維持・継承するとしている。 		
その他特記事項			

番号	01010	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 8.0K 付近
----	-------	------	----	------	-----	----	------------

2. 施設の現状


(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性) 堤内地には類似施設はない。		
	(必要性) 整備当初の緑のマスタープランに基づく都市緑地として位置づけ、市街地における公園面積の不足を補ってきた経緯がある。伊丹市は、山や海もなく、新たな公園整備も困難であることから、今後も引き続き、その必要性が高いと認識している。		
管理状況	(施設管理) 管理主体は伊丹市である。自由広場と位置づけて多くの方に利用していただくことを目的としているが、ゴルフ・野球・サッカー他、他人の迷惑となる行為は禁止している。		
	(不法占用) 現在、不法占用物は存在しない。巡回等でそのような物が発見された場合は、張り紙等で所有者に撤去を求めるとともに、一定期間（1ヶ月を基準）を過ぎても放置されている場合は公園管理者の権限で撤去処分若しくは一時保管を行う。		
	(維持管理計画) 公園管理者によって、年2回(6月、8月頃)の除草作業を実施する。		
利用状況	(利用者・利用ルール) これまでの池田市の少年野球チームの不法占用以外に独占的な利用報告はなく、元来の目的で草地の自由広場として利用されている。		
	(駐車場) 現在、駐車場はない。一部の利用者からは設置要望があるが、現状の利用や維持管理の観点からはその必要性はないと考えている。		
前回審議の 意見	別紙のとおり	前回審議 意見の対応	別紙のとおり
環境保全に 向けて申請 者の取り組 み	(環境への配慮) 公園管理者によって、年2回(6月、8月頃)の除草作業を実施している。		
	(環境意識の啓発) チガヤなど河川自然植生の回復にも努めているところである。		
安全への配 慮	広場としての利用であり、施設利用者には安全対策などの特段の配慮は行っていない。		

番号	01010	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 8.0K 付近
----	-------	------	----	------	-----	----	------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容			変更後の 占用内容	
変更要望の内容				
内容変更の必要性				
変更の規模	m ²			
変更場所 の範囲図			管理体制	
占用内容 変更による 河川環境への 影響				
占用内容変 更後における 環境保全に 向けて申請者 の取り組み				
その他 特記事項				

番号	01010	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 8.0K 付近
----	-------	------	----	------	-----	----	------------

4. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該占用地は猪名川下流部に位置し、水域は早瀬・平瀬・淵・ワンド・水たまりなどの河床型から構成されている。底質の大半は礫・砂礫によって占められている。 ・ 植生は、河岸の水際部でツルヨシ群集やジャヤナギーアカメヤナギ群集、セイタカヨシ群落が発達している。植物の重要種は、カワヂシャ、ミコシガヤ、ノコンギクが確認されている。 ・ 鳥類は、ツルヨシ群落やセイタカヨシなどの高茎草地およびその周辺ではオオヨシキリ、河畔林周辺ではツバメ、水域ではカワウが多い。重要種は、カイツブリ・コサギ・オオバン・カワセミ・ササゴイ・ヒバリ・ハクセキレイ・オオヨシキリ・セッカが確認されている。 ・ 両生類・爬虫類・哺乳類は、水際では、ニホンイシガメ・ウシガエル・ヌートリア・イタチ属、オギ群落などの高茎草地ではカヤネズミ(巢)・トノサマガエルが確認されたほか、ヒナコウモリ科の一種が確認されている。重要種は、カヤネズミ・ニホンイシガメ・ニホンスッポンが確認されている。 ・ 魚類は、早瀬や平瀬が発達することに対応して、流れのある環境ではカマツカ・アユ・アブラハヤの個体数が多い。湛水域ではドジョウ・ギギ・ナマズ・ミナミメダカ・タモロコ等が確認されている。重要種は、アユ・タモロコ・カマツカ・コウライモロコ・ギギ・ミナミメダカ・ドンコ・ウキゴリ・スジシマドジョウ・シマドジョウ・ミナミメダカ・ニホンウナギが確認されている。 ・ 底生動物では、ヌマエビ属・オオシマトビケラなどの個体数が多く、概ね河川中流～下流域でみられる底生動物相となっている。重要種は、モノアラガイ・キイロサナエ・アオサナエ・コオイムシ・ヨコミヅドロムシ・ヒラマキムズマイマイが確認されている。 ・ 陸上昆虫類は、バッタ類・カメムシ類・シロチョウ類(モンシロチョウ・モンキチョウなど)といった草地性の種が多い。さらに、河川敷に広がるオギ等の高茎草地ではシデムシ類(オオサカヒラタシデムシなど)が多くみられたほか、水際周辺ではコフキトンボ・オオシマトビケラなどの水域に依存するものも確認されている。重要種は、オオサカヒラタシデムシ・セスジイトトンボ・アキアカネ・ムスジイトトンボが確認されている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地の河岸沿いに分布するオギ群落・セイタカヨシ群落などの高茎草地は、これらに依存するカヤネズミ(哺乳類)・オオヨシキリ(鳥類)・ノビタキ(鳥類)・オオサカヒラタシデムシ(昆虫類)の重要な生息地となっている。 ・ 礫河原の裸地は、イカルチドリ(鳥類)・イソシギ(鳥類)の生息環境として重要である。 ・ ワンド・水たまりなどの閉鎖的な水域では、ミナミメダカ(魚類)・タモロコ(魚類)などの止水域を好む重要種の生息場所となることが多いほか、ヤリタナゴ(魚類)の産卵母貝となるイシガイ科二枚貝の生息場所となっている可能性がある。 ・ 水際の攪乱を受けるような場所はカワヂシャ(植物)・フジバカマ(植物)の生育環境として重要である。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水域までの距離:約 20m ・ 水際の大部分は礫の裸地、ツルヨシを中心とした抽水植物帯から成る。 ・ 当該占用地から水際までは、イネ科などの小型陸生草本群落がみられる。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約 2～3m

番号	01010	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 8.0K 付近
----	-------	------	----	------	-----	----	------------

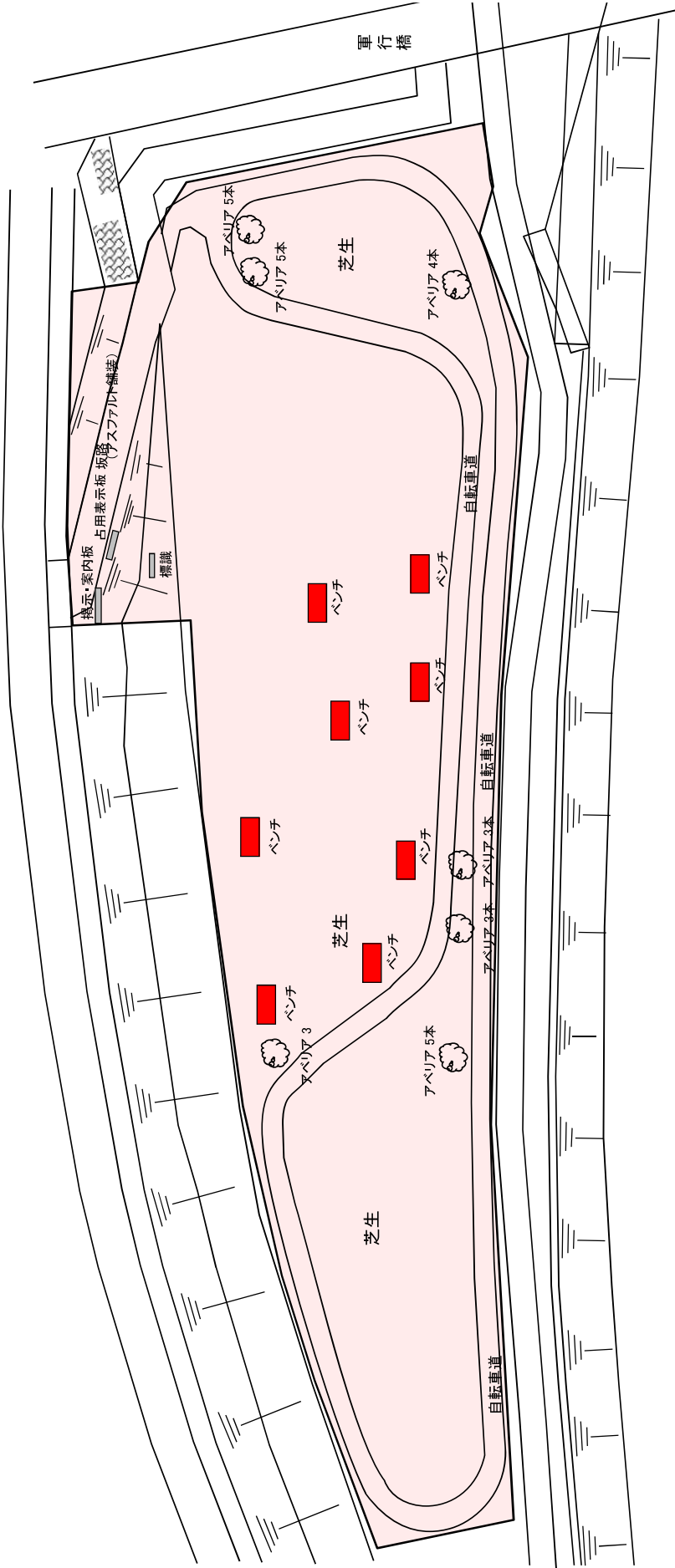
5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

平面図



占用区域

施設名	数量	単位	備考
自転車道	1503	m	
進入路	220	m	
アベリア	30	本	
芝生	8520	m	
占用表示板	1	基	
案内板	1	基	
標識(危険防止立て札)	1	基	
ベンチ	8	基	

01010	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 8.0K 付近
-------	------	----	------	-----	----	------------

【参考】委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)



①全景(下流側より)



②全景(下流側より)



③全景(上流側より)



④公園内の状況



⑤河岸側の状況



⑥河岸側の状況



⑦利用ルールの看板の状況



⑧利用ルールの看板の状況

■河川保全利用チェックリスト／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	○: 保全されている △: どちらともいえない ×: 保全されていない	○	草地広場であり、河川の自然環境をそのまま保全されている。	△	河川として望ましい植生を検討する余地はある	
	横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○: 連続性が確保されている △: どちらともいえない ×: 分断されている	○	草地広場であり、横断方向の生態系の連続性は確保されている。	○	一部に園路舗装があるが、大部分が草地であり連続性が確保されている。	
	工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	○: 配慮されている △: どちらともいえない ×: 配慮されていない -: 該当する工作物がない	○	草地広場に舗装路が存在するが、幅員3m、粗粒度アスファルトを使用している。	△	園路の舗装についてはさらなる工夫の余地がある	
環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 実績又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	適宜注意看板等を設置している。	△	利用ルールの看板の中で一般的な環境保全の啓発はしているが、生物・植生の自然環境保全の啓発に関して工夫の余地がある。	
	河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 実績又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	×	特に実施していない	×	公園管理としての除草以外には、特に河川愛護活動等の取り組みはされていない	
生物多様性の保全・再生								

■河川保全利用チェックリスト／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
利用形態 利用ル 川の利用と責任 C	川とのふれあいのありか C-1	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○:川とふれあう施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない	×	河川の高水敷の草地である。	△	川と触れ合う施設ではないが、河岸にアプローチできる場所にある。	
	利用状況の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○:把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない	△	巡回時に利用者数を確認している。	△	巡回時に利用者数を確認しているが、利用者数全体の把握としては十分ではない。	
	利用上のルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	○:定めている △:定めているが不十分 ×:定めていない	○	緑地内への自転車・単車の乗り入れ禁止、ゴルフの禁止等、利用上のルールを定めている。	○	自動車等の乗り入れ禁止、ゴルフ禁止等のルールは定められている。	
	利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	○:明示している △:一部明示している ×:明示していない	△	適宜、注意看板を設置している	△	利用ルール、注意事項の看板は設置されているが、設置場所には判りにくく、緊急時の連絡先も表示されていない	
	公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の利用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	○:排他・独占的な利用はない △:どちらともいえない、不明 ×:排他・独占的な利用がある	○	独占的な利用はない。	○	独占的な利用はされていない。	
	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○:十分配慮している △:配慮しているが不十分 ×:配慮が全く不足している、無配慮 ―:駐車場はない	-	駐車場はない	-	駐車場はない。	
	設置のための検討の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○:十分検討している △:検討しているが不十分、現在検討中 ×:検討が全く不足している、未検討 ―:設置の要望や計画がない	-	駐車場の計画がない	-	駐車場の計画は無い。	

■河川保全利用チェックリスト／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の維持管理 D	管理体制 D-1	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある等)	○: 整備されている △: 一部整備、整備途上 ×: 整備されていない	○	現地にて事務所等はないが、巡回や利用者通報等で速やかに対応する体制をとっている	○	伊丹市により適宜巡回が実施され、利用者の通報等にも対応する体制がとられている	
	管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか	○: 適正である △: 一部改正の余地がある、改正中 ×: 適正とはいえない、計画がない	○	施設は適正に管理されている	○	巡回や除草作業等適切に管理が実施されている。	
	不法占有対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占有物件を持ち込まないよう、適正に管理しているか	○: 適正管理されている ×: 不法占有の実態がある	○	現在、不法占有物件はない	○	不法占有物件はない。	

取組状況報告書 第1号猪名川河川敷緑地(伊丹市) 【中間報告時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (R3年度第1回)	許可時の市の回答 (R3年10月許可)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	比較的よく手入れされている。 クズの刈り残しがあったので、 適切な管理をお願いしたい。 (P36 写真①②)	今後も適切な維持管理を行う。	クズの刈り残しがないよう適切な 維持管理を行っている。		
2	チガヤの取り組みについては看板を設置する等により市民に伝えることも考えて頂きたい。 (P36 写真③④)	チガヤの取り組みについての看板は設置を検討する。	「チガヤを保全しています」という内容の看板の設置を予定している(R5.8月中旬に設置予定)。		

個別占用案件のカルテ（中間報告）

② 神津運動広場（伊丹市）

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0K-54m~6.2K-68m 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------------------

1. 施設の概要

(占有者作成)

位置図			現況写真	
現在の利用形態	グラウンド2面			
占有面積	17,454.70㎡	付帯施設等	バックネット(可搬式)61基 塁ベース(可搬式)8箇所	
許可の経緯	<当初許可> 昭和55年5月10日 <前回更新許可> 令和3年11月10日 <許可期限> 令和8年3月31日	利用者数	平成25年度 17,715人 平成30年度 7,210人 平成26年度 6,728人 令和元年度 22,791人 平成27年度 10,870人 令和2年度 20,291人 平成28年度 24,593人 令和3年度 20,149人 平成29年度 22,865人 令和4年度 23,105人	
堤内地・堤外地	堤内地・ <u>堤外地</u>		団体数	
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・堤外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。 ・占有範囲と河川側との間は、雑草が茂っている状態となっている。 ・上流側(北部)に桑津橋が隣接しており、橋の上流側に本市が占有している猪名川河川敷緑地(猪名川第3・第4運動広場)が隣接している。 ・下流側は、猪名川河川敷緑地がある。 ・隣接する堤内地は、工業地域となっており、工場等の関係施設の密接や、近隣にイオンモールがある。 			
関連諸計画における占有地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画では、猪名川等を公園整備に加えてこれらを生かし、水路、河川、池、緑地、緑道、ビオトープ等についてそのネットワーク化を推進するとともに多様な生き物の生息や生育に配慮した整備と、維持管理に努めるとしている。 ・みどりの基本計画では、東部グリーンラインを緑地、緑道、河川、街路樹、街角広場で連続し、生物多様性に配慮した管理を充実させることで、生態系ネットワークの形成に努めるとしている。 ・地域防災計画では、一次避難所として位置づけている。 			
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年5月10日に占有許可をいただいて以来、地域住民のスポーツ活動の場として多くの市民が野球、グラウンドゴルフの用途で利用している。 ・平成25年9月15日に起きた台風の影響で冠水し、国からの補助を得て、平成26年6月に復旧した。 ・平成26年6月に復旧したにもかかわらず平成26年8月9日、10日の台風11号により再びグラウンドが冠水し、使用不可能となる。平成27年4月1日から復旧し使用可能となる。 ・平成30年7月豪雨によりグラウンドが冠水し、国からの補助を得て、平成31年度3月末に復旧した。 			

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0K-54m~6.2K-68m 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------------------

2. 施設の現状


(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性) 本市の市民スポーツ活動の場として市の屋外体育施設は全体で85,959㎡ある。当運動公園を含む河川敷占用範囲面積は57,477㎡で全体の66.9%を占めていることから、河川敷の運動施設は本市として不可欠な位置づけとなっている。		
	(必要性) 本市においては市民スポーツ活動の場として、市内各所に体育施設を設置し、体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の向上に努めている。しかし伊丹市は東西南北約5km、約25K㎡と近隣市に比べ面積が小さな市となっており、既に市街地の構成された状況では新たな施設を設置するのは難しい状態であった。 そのような状況の中、猪名川河川敷を野球等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多く、市民から寄せられ、昭和52年より市民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占有している。 以来38年間の占用期間の中で、ここで少年野球をしていた選手が、日本を代表するプロ野球選手として活躍しているなど、本市では、野球をする少年たちの夢を実現する場所として欠かせない場所となっている。 また、河川敷を自然とふれあえる場、災害時の防災利用や水辺のレクリエーションの場として共用している。		
	管理状況	(施設管理) ・野球の団体が運営委員会を組織して、自主的に運営している。利用調整、施設整備等を前回同様行っている。 ・利用団体が毎回使用時にごみの回収を行い持ち帰っている。現在くずかごの設置はしていない。	
(不法占用) ・不法占用のないよう、利用団体に指導を行っている。			
(維持管理計画) 1年を通して、運営委員会が主に管理している。定期的にグラウンドの整備や、清掃及び草刈を行い、清潔に保つことに留意している。河川の増水が予想される場合は、設置物は可搬式にしており事前に工作物の撤去を行う。(年1回、撤去訓練を実施している。)			
利用状況	(利用者・利用ルール) 土日祝は、ほぼ終日利用している。平日は午後の時間帯は主に少年野球が練習で利用している。 利用者は、グラウンドがいつも清潔に保てるようごみは持って帰るようになっている。		
	(駐車場) なし		
前回審議の 意見	別紙のとおり	前回審議 意見の対応	別紙のとおり
環境保全に 向けて申請 者の取り組 み	(環境への配慮) 外来植物等の駆除をみどり自然課と連携しながら行っている。 猪名川河川事務所より紹介をいただき、ボランティア団体と連携を図り自然保護に努めている。		
	(環境意識の啓発) 令和5年2月18日猪名川クリーン作戦に施設利用者が参加した。同様の取り組みを引き続き実施することで今後も施設利用者の環境意識を高めていきたい。		
安全への配 慮			

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0K-54m～6.2K-68m 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占有内容			変更後の占有内容	
変更要望の内容				
内容変更の必要性				
変更の規模				
変更場所の範囲図		管理体制		
占有内容変更による河川環境への影響				
占有内容変更後における環境保全に向けて申請者の取り組み				
その他特記事項				

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0K-54m~6.2K-68m 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------------------

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・当該占有地は猪名川と藻川合流部の上流部に位置し、低水路には砂洲が発達する。 ・砂洲には一年生草本群落が見られ、河岸にはヨモギやカナムグラの群落が広がっている。 ・鳥類では、重要種のオオヨシキリ(鳥類)、カイツブリ(鳥類)、カワセミ(鳥類)等が確認されている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・占有地周辺に生育するツルヨシ群落などは、オオヨシキリ(鳥類)の重要な生息地になっている。 ・水際の裸地は、イソシギ(鳥類)やコチドリ(鳥類)の生息環境として重要である。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水域までの距離:約 10~50m ・右岸は、砂洲が広がっており、一年生草本群落が発達する。 ・左岸には護岸が整備されているものの、水際にはツルヨシ群落が帯状に分布する。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・約 1.4m

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0K-54m~6.2K-68m 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

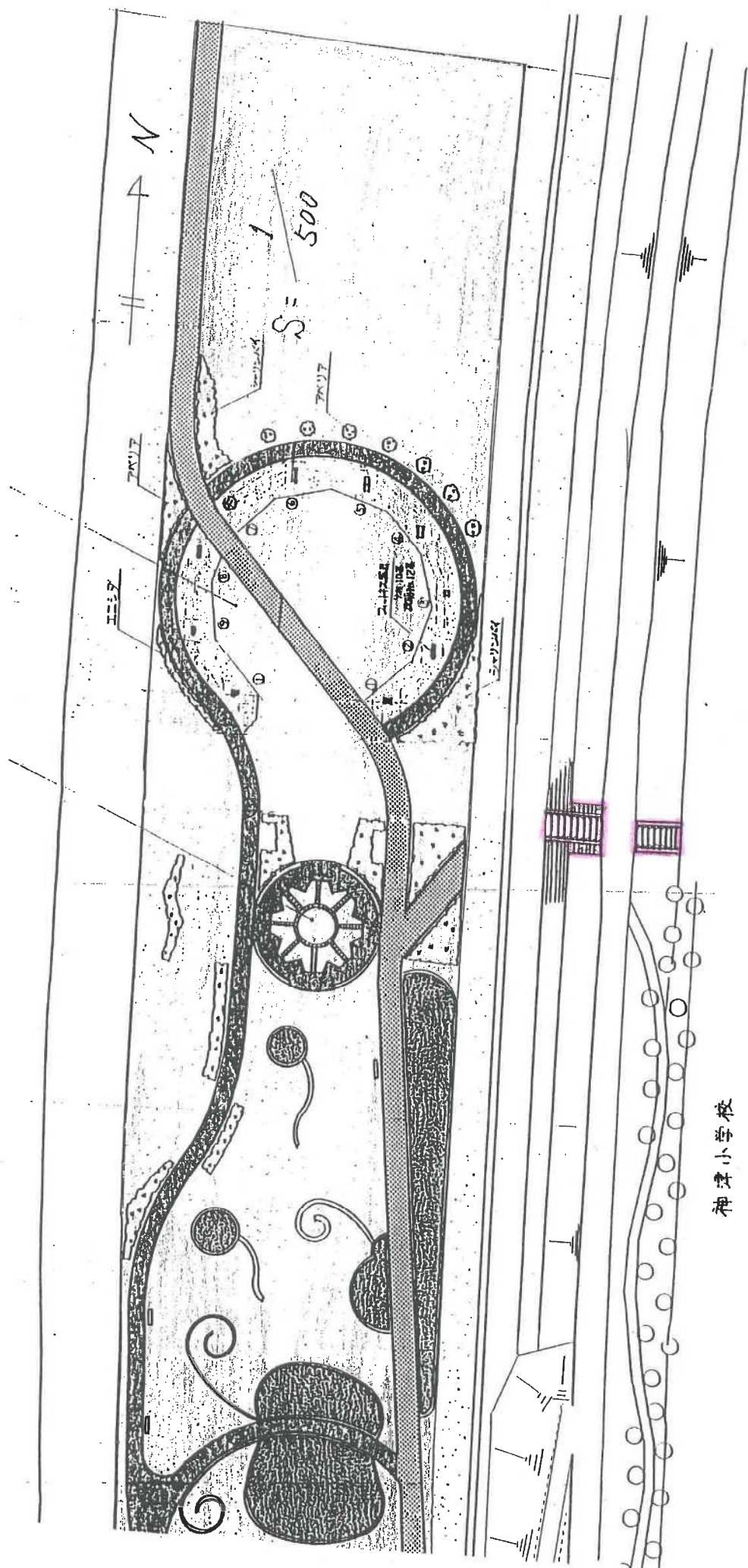
(委員会作成)

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

猪名川河川敷 平面图 S=1:500





神津小学校

 : 台用区域

01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸6.0K-54m~6.2K-68m 5.8k+110m
-------	------	------	------	-----	----	-------------------------------

【参考】委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)



①全景(上流側より)



②全景(下流側より)



③堤防表法の踏み荒らしの状況



④堤防裏法の踏み荒らしの状況



⑤用具等の状況



⑥用具等の状況



⑦河岸側の状況



⑧利用ルールの看板の状況

■河川保全利用チェックリスト／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	○: 保全されている △: どちらともいえない ×: 保全されていない	○	昆虫館・みどり自然課と連携して実施している環境学習会の内容を運営委員会にも周知し、広場整備と併せて外来種駆除の協力をお願いしている。	○	引き続き外来種対策に取り組みたい	
	横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○: 連続性が確保されている △: どちらともいえない ×: 分断されている	△	占有地の一部は自然の形を残している。	△	グラウンド等連続性が確保されていない箇所がある。	
	工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	○: 配慮されている △: どちらともいえない ×: 配慮されていない -: 該当する工作物がない	-		-	該当する工作物がない。	
環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 計画又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	×		×	環境保全にかかわる啓発看板等は設置されていない。	
	河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 計画又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	年1回伊丹市全体の一斉清掃や環境学習を行っている。	○	外来植物駆除やクリーン作戦等が実施されている。	
生物多様性の保全・再								

河川保全利用チェックリスト／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価	
川の利用と責任 C	利用形態 利用ルール	川とのふれあいが可能な施設か C-1	○:川とふれあう施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない	×	運動施設のため。	△	川とふれあう施設ではないが、自然観察等活用を図る余地はある。		
		利用状況の把握 C-2	○:把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない	○	毎年報告を行っている。	○	利用者数の把握はされている。		
		利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか C-3	○:定めている △:定めているが不十分 ×:定めていない	○	禁止行為や使用後の清掃等について、ルールを定めている。	△	禁止事項や使用後の清掃等のルールが定められているが、広場利用者に より不法行為が行われている。		
	公共性の担保 C-5	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で明示しているか C-4	○:明示している △:一部明示している ×:明示していない	○	看板等で明示している。	○	看板が設置されている。		
		設置する施設は、広く一般の利用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか C-5	○:排他・独占的な利用はない △:どちらともいえない、不明 ×:排他・独占的な利用がある	○	利用団体により結成される運営委員会が利用しているが、委員会参加について排他性は無い。	○	運営委員会規約により、加盟条件に排他性は無い。		
	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか C-6	○:十分配慮している △:配慮しているが不十分 ×:配慮が全く不足している、無配慮 —:駐車場はない	—			—	駐車場はない	
		駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか C-7	○:十分検討している △:検討しているが不十分、現在検討中 ×:検討が全く不足している、未検討 —:設置の要望や計画がない	—			—	駐車場の計画はない	

■河川保全利用チェックリスト／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	河川管理者 (説明欄)	委員会評価
施設の維持管理 D	施設管理	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある等)	○：整備されている △：一部整備、整備途上 ×：整備されていない	△	運営委員会・市で協力して管理している。 ×	運営委員会規約において管理体制・計画が定められているが、利用者による河川管理施設の損傷行為や無許可工作物の放置が改善されおらず、必ずしも適切な管理が行われるとはいえない。
	管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか	○：適正である △：一部改正の余地がある、改正中 ×：適正とはいえない、計画がない	△		
	不法占有 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占有物件を持ち込まないよう、適正に管理しているか	○：適正管理されている ×：不法占有の実態がある	×	×	占有物件以外のものが放置されている

取組状況報告書 神津運動広場(伊丹市) 【中間報告時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (R2 年度第 2 回)	許可時の市の回答 (R3 年 11 月許可)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	運動広場の利用に伴う堤防の踏み荒らし等による損傷が発生しているの、移動式トイレの設置等、堤防に影響の無いようにしていただきたい。(P49 写真③④)	堤防の踏み荒らし等による損傷対策について、利用団体との協議を進め、階段の撤去やう回路通行の利用者への指導を徹底します。	利用団体との協議を定期的の実施し、堤防の踏み荒らし等により損傷させないよう指導を行っている。		
2	用具については、出水時に速やかに撤去できる等、適切な管理を徹底していただきたい。(P49 写真⑤⑥)	用具について、出水時に速やかに撤去できるよう、日頃から占有物件の整理・整頓等管理を指導、徹底するとともに、毎年非出水期の期間中に河川増水を想定した占有物件の撤去訓練を定期的に行うことで、災害時の対応要領を利用団体と確認する。	日頃から占有物件の整理・整頓等管理を指導、徹底するとともに、毎年対応要領に基づいた占有物件の撤去訓練を行っている。		
3	硬式野球については、さらなる安全性を高める努力をしていただきたい。(写真⑤⑥)	硬式野球について、通行人にボールが当たらないように、各種防球ネット及び指導者等の配置を徹底する等、さらなる安全性を高めるよう努めます。	通行人にボールが当たらないように、各種防球ネット及び指導者等の配置を徹底させる等、さらなる安全性確保を利用団体に指導している。		

個別占用案件のカルテ（中間報告）

- ③ 猪名川河川敷緑地（猪名川第3・第4運動広場）
（伊丹市）

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2K~6.6K-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図			現況写真	
現在の利用形態	グラウンド3面(猪名川第3・第4運動公園)第3公園はA・Bの2面のグラウンド有			
占用面積	27,113.34㎡	付帯施設等	サッカーゴール(可搬式)12基 ベンチ(可搬式)17基 植栽(アベリア)約1,920本	
許可の経緯	<当初許可> 昭和58年3月16日 <前回更新許可> 令和3年10月27日 <許可期限> 令和8年3月31日	利用者数	平成25年度 56,800人 平成30年度 24,410人 平成26年度 16,030人 令和元年度 117,574人 平成27年度 112,365人 令和2年度 84,300人	
堤内地・堤外地	堤内地・ <u>堤外地</u>	団体数	平成28年度 108,500人 令和3年度 98,700人 平成29年度 96,150人 令和4年度 97,350人	
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・堤外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。 ・占用範囲と、河川側との間は、河川敷内通路があり、河川側は雑草が茂っている状態となっている。 ・上流側(北部)に雑草が茂っている状態となっている。 ・下流側は、桑津橋と隣接しており、橋の下流側に当市が占用している神津運動広場がある。 ・隣接する堤内地は、工業地域となっており、工場等の関係施設の密接や、近隣にイオンモールがある。 			
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画では、猪名川等を公園整備に加えてこれらを生かし、水路、河川、池、緑地、緑道、ビオトープ等についてそのネットワーク化を推進するとともに多様な生き物の生息や生育に配慮した整備と、維持管理に努めるとしている。 ・みどりの基本計画では、東部グリーンラインを緑地、緑道、河川、街路樹、街角広場で連続し、生物多様性に配慮した管理を充実させることで、生態系ネットワークの形成につとめるとしている。 ・地域防災計画では、一次避難所として位置づけている。 			
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和58年3月16日に占用許可いただいて以来、地域住民のスポーツ活動の場として多くの市民がサッカー、野球、グラウンドゴルフ、ソフトボール等の用途で利用している。 ・平成25年9月15日に起きた台風の影響で冠水し、国からの補助を得て、平成26年6月に復旧した。 ・平成26年6月に復旧したにもかかわらず平成26年8月9日、10日の台風11号により再びグラウンドが冠水し、使用不可能となる。平成27年4月1日から復旧し使用可能となる。 ・平成30年7月豪雨によりグラウンドが冠水し、国からの補助を得て、平成31年3月末に復旧した。 			

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6. 2K～6. 6K-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------

2. 施設の現状

(占有者作成)


占用の 必要性	(代替性) 本市の市民スポーツ活動の場として市の屋外体育施設は全体で85, 959㎡ある。当運動公園を含む河川敷占用範囲面積は57, 477㎡で全体の66. 9%を占めていることから、河川敷の運動施設は本市として不可欠な位置づけとなっている。
	(必要性) 本市においては市民スポーツ活動の場として、市内各所に体育施設を設置し、体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の向上に努めている。しかし伊丹市は東西南北約5km、約25K㎡と近隣市に比べ面積が小さな市となっており、既に市街地の構成された状況では新たな施設を設置するのは難しい状態であった。 そのような状況の中、猪名川河川敷を野球等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多く、その市民から寄せられ、昭和52年より市民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占有している。 以来38年間の占有期間の中で、ここで少年野球をしていた選手が、日本を代表するプロ野球選手として活躍しているなど、本市では、野球をする少年たちに夢を実現する場所として欠かせない場所となっている。 また、河川敷を自然とふれあえる場、災害時の防災利用や水辺のレクリエーションの場として共用している。
	(施設管理) ・平成18年度より指定管理者による管理が始まり、令和元年度からはアシックス・サンアメニティ共同体により、利用調整、施設整備等を前回同様行っている。 ・利用団体が毎回使用時にごみの回収を行い持ち帰っている。現在くずかごの設置はしていない。
管理状況	(不法占用) 無し
	(維持管理計画) 1年を通して、指定管理者に委託しており、定期的に、随時グラウンドの整備や、清掃及び草刈を行い、清潔に保つことに留意している。 河川の増水が予想される場合は、事前に工作物の撤去を行う。(1年に1度工作物の撤去訓練を実施。)
利用状況	(利用者・利用ルール) 年間の予約は年間利用調整会議で、体育協会に加入している使用団体が年間利用日を押さえ、それ以外の市民の利用者は、月初めの1日から7日までの間で、開いている日にインターネットで予約をする。その予約日が重なれば、抽選を行い決める。それ以後に空きがあれば随時受け付ける。 利用者は、グラウンドがいつも清潔に保てるようごみは持って帰るようになっている。
	(駐車場) 堤内側の河川区域外にある。

前回審議の 意見	別紙のとおり	前回審議 意見の対応	別紙のとおり
環境保全に 向けて申請 者の取り組 み	<p>(環境への配慮)</p> <p>外来植物等の駆除をみどり自然課と連携しながら行っている。 猪名川河川事務所より紹介をいただき、ボランティア団体との連携を図り自然保護に努めている。</p> <hr/> <p>(環境意識の啓発)</p> <p>令和5年2月18日猪名川クリーン作戦に施設利用者が参加した。 また、定期的に軟式少年野球連盟によるゴミ拾い・環境学習会を実施している。 このような取り組みを続けることで今後も施設利用者の環境意識を高めていきたい。</p>		
安全への配 慮			

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2K~6.6K-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容			変更後の 占用内容	
変更要望の内容				
内容変更の必要性				
変更の規模				
変更場所の範囲図			管理体制	
占用内容変更による河川環境への影響				
占用内容変更後における環境保全に向けて申請者の取り組み				
その他特記事項	特になし			

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6. 2K~6. 6K-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・当該占有地は猪名川の中流部に位置し、低水路には砂洲が発達する。 ・低水路には砂洲が広がっており、大部分が裸地となっているが、一部ネズミムギ、シロザ、オオイヌタデ等の一年生草本群落が見られる。また水際の湿性立地ではヤナギタデ、オオクサキビ、ツルヨシ等が生育している。 ・鳥類では、河川敷草地においてキジ、ヒバリ、オオヨシキリ、セッカ、カワラヒワ、スズメ等が確認されたほか、水辺や水域ではカワウやササゴイ、コサギ等のサギ類、カルガモ、コチドリ、カワセミが確認されている。 ・昆虫類では、草地や裸地を主要な生息環境とした種が多く、河川敷草地ではヨコバイ類やカスミカメムシ類、シロチョウ類、ハナアブ類やテントウムシ類が多く確認されている。また河川敷草地ではコオロギ類やバッタ類が多く確認されている。 ・両生・爬虫類では、水辺にクサガメ、ミシシippiaアカミガメが確認され、哺乳類では堤防上の人工構造物ではイタチ属の糞、オギ原でカヤネズミの巣が確認されている。 ・重要種としては、イソシギ、ハマシギ、コチドリ、オオヨシキリといった鳥類、シルビアシジミ、アキアカネ、キアシハナダカバチモドキといった昆虫類、哺乳類のカヤネズミなどが確認されている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・低水路の砂礫河原は、イソシギ、コチドリといったシギ・チドリ類の重要な生息地となっている。 ・堤防の草地はシルビアシジミにとって重要な生息地となっている。 ・水際のツルヨシ群落は、オオヨシキリやカヤネズミにとって重要な繁殖環境となっている。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水域までの距離:約 10~50m ・右岸は、砂洲が広がっており、ヤナギタデ等の一年生草本群落が発達するほか、ツルヨシ群落が見られる。 ・左岸には護岸が整備されている。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・約 2.9m

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6. 2K~6. 6K-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------

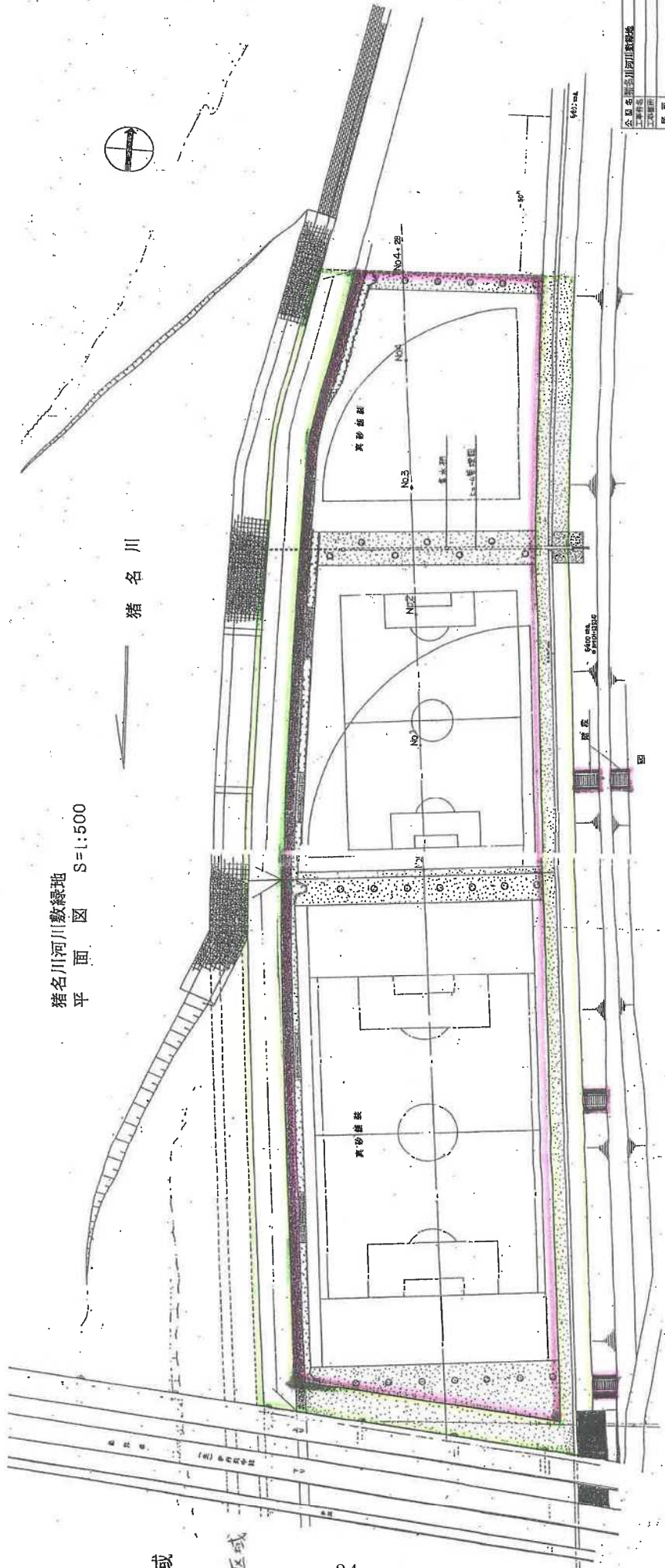
5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

猪名川河川敷緑地
平面図 S=1:500



図面番号	1/1
図名	猪名川河川敷緑地
図種	平面図
縮尺	1:500
作成者	
承認者	

01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6. 2k~6. 6k-50m 付近
-------	------	------	------	-----	----	-----------------------

【参考】委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)



①全景(下流側より)



②全景(上流側より)



③ツルフジバカマ保全の状況



④アベリアの植栽の状況



⑤河岸側の状況



⑥河岸側の状況



⑦利用ルールの看板の状況



⑧利用ルールの看板の状況

■河川保全利用チェックリスト／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	○: 保全されている △: どちらともいえない ×: 保全されていない	○	昆虫館・みどり自然課と連携しながら外来種対策に取り組んでいる。	○	引き続き外来種対策に取り組まれない。	
	横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○: 連続性が確保されている △: どちらともいえない ×: 分断されている	△	占用地の一部は自然の形を残している。	△	グラウンド等連続性が確保されていない箇所がある。	
	工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	○: 配慮されている △: どちらともいえない ×: 配慮されていない -: 該当する工作物がない	○	自然色アスファルト等の舗装を実施しているが、生物多様性に配慮した構造になっている。	△	舗装種別等、異なる工夫の余地がある。	
環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 計画又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	×	現在は特に実施していない。	×	環境保全にかかるとる啓発看板等は設置されていない。	
	河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 計画又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	年1回伊丹市全体の斉清掃や環境学習を行っている。	○	クリーン作戦や環境学習会等が実施されている。	

■河川保全利用チェックリスト／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価	
川の 利用と責任 C	利用形態	川とのふれあ れあい C-1	利用者が川とふれあ(観水・自然観察等)ことが可能な施設か	○:川とふれあ施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあ施設ではない	×	△	川とふれあ施設ではないが、自然観察等活用を図る余地はある。		
		利用状況の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○:把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない	○	○	利用者数の把握はされている。		
	利用者・ 利用ル ル	利用上のル ール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	○:定めている △:定めているが不十分 ×:定めていない	○	○	○	ゴルフ・火気使用等の禁止行為や、ゴミの持ち帰り等のルールが定められている。	
		利用者へ の明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	○:明示している △:一部明示している ×:明示していない	○	○	○	看板により利用者への明示がされている。	
		公共性の 担保 C-5	設置する施設は、広く一般の用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	○:排他・独占的な利用はない △:どちらともいえない、不明 ×:排他・独占的な利用がある	○	○	○	市体育協会加盟団体が優先使用しているが、他の一般利用者も空いていれば利用可能。	
	駐 車 場	利用方法 や管理体 制への配 慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○:十分配慮している △:配慮しているが不十分 ×:配慮が全く不足している、無 配 慮 一:駐車場はない	○	○	○	利用者が多い休日には係員を配置し、平日も定期的に巡回している。	堤内地の河川区域外に駐車場があり、定期的な巡回や整理員の配置がされている。
		設置のた めの検討 の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○:十分検討している △:検討しているが不十分、現在 検討中 ×:検討が全く不足している、未 検 討 一:設置の要望や計画がない	—	—	—	新たな駐車場の設置はない。 計画はない。	

■河川保全利用チェックリスト／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の維持管理 D	管理体制 D-1	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある等)	○:整備されている △:一部整備、整備途上 ×:整備されていない	○	指定管理者制度により管理者を明確化している。	○	指定管理者による管理が実施されている。	
	管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか	○:適正である △:一部改正の余地がある、改正中 ×:適正とはいえない、計画がない	○	周辺住民から要望があった場合も指定管理者を通じて迅速に対応しているため適正である。	○	指定管理者により適正に管理が実施されている。	
	不法占有 対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占有物を持ち込まないよう、適正に管理しているか	○:適正管理されている ×:不法占有の実態がある	○	指定管理者が適正に管理している。	○	適正に管理されている。	

取組状況報告書 猪名川河川敷緑地(猪名川第3・第4運動広場)(伊丹市) 【中間報告時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (R2 年度第 2 回)	許可時の市の回答 (R3 年 10 月許可)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	草刈り等の植生管理はきちんとされており、引き続きお願いする。(P62 写真①②)	引き続き草刈り等の植生管理はきちんと行います。	指定管理者により、年間を通じて計画的に草刈り等の植生管理を行っている。		
2	ツルフジハカマの保全対策を進めることは良い。実施した保全対策と経過を次回報告して欲しい。(P62 写真③)	実施した保全対策と経過を次回報告します。	引き続き保全区域を区切って、保全に努めている。 市みどり自然課で定期的に種子を採取し、育成、区域の拡大を試みている。		
3	アベリアの植栽中の雑草管理を引き続き行っていただきたい。(P62 写真④)	アベリアの植栽中の雑草管理を引き続き行います。	指定管理者により、植栽中の雑草管理を行っている。		

猪名川河川敷におけるツルフジバカマの保全育成について

1. 年間スケジュール概要（いずれも市職員による）

- 例年 4 月頃 保全地域の確認（トラロープで範囲確保）
- 例年 10 月～11 月頃 ツルフジバカマの種子採取
- 例年 12 月頃 保全地域の刈込・除草

2. 確保した種子について

伊丹市職員においてポットに播種・育成

現在まで、ポットにて育成したもののほとんどは十分に生育せず。

また、数少ない生育したものについて、植栽を試みたものの、根付いたものはない。

3. 参考写真



植栽地写真



刈払時写真



ツルフジバカマ写真